軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付についてのチャート図

軽度者の方

身体状況に照らして福祉用具を必要とする一定の要件にあてはまりますか?

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	認定(基本情報)調査の結果
車いす及び 車いす付属品 ※①または②に該当	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1ー7「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	主治医から得た情報、適切なケアマネジメントで担当ケアマネが判断 (必要性判断で区への申請は不要)
特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※①または②に該当	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
床ずれ防止用具・ 体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
認知症老人 徘徊感知器 ※①と②に該当	①意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障が ある者 ②移動において全介助を必要と	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、又は基本調査3-2~基本調査3-7のいずれか「2. できない」、又は基本調査3-8~基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外、その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	しない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く) ※①②③のいずれかに該 当	①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	主治医から得た情報、適切なケアマネジメントで担当ケアマネが判断 (必要性判断で区への申請は不要)
自動排泄処理装置※①と②に該当	①排便が全介助を必要 ②移乗が全介助を必要	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」

↓ いいえ

はい

次のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合である旨が判 断されていますか?

- 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に上表の厚生労働大臣が定める者のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに上表の厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
- 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から上表の厚生労 iii 働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

いいえ

はい♥

区への軽度者に対する福祉用具貸与の申請書類を提出

,非該当

該当↓

介護保険で給付を受けることが出来ません

介護保険で給付を受ける事が可能